

投資信託特定口座約款 新旧対照表

旧	新
<p>1. 当社は、措置法第37条の11の3第7項および第8項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお送りします。</p> <p>2. 本契約が、第14条に基づき解約された場合は、当社は特定口座年間取引報告書を、その解約された日の属する月の翌月末日までにお送りします。</p> <p>3. 当社は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署に提出します。</p>	<p>1. 当社は、措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により交付します。</p> <p>2. 本契約が、第14条に基づき解約された場合は、当社は特定口座年間取引報告書を、その解約された日の属する月の翌月末日までに書面で交付します。</p> <p>3. 当社は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署に提出します。</p> <p>4. 当社は、措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客さまが開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客さまからの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により交付いたします。</p> <p>5. 第1項、第3項および前項の規定に基づき交付する年間取引報告書は、お客さまからの請求があった場合にのみ書面で交付いたします。</p>